



あぶくまネットワークス フレッツ接続サービス利用規約

第1条（規約の適用）

株式会社福島情報処理センター（以下「当社」とします。）は、インターネットサービスの提供にあたりこの規約を定め、これに基づいてサービスを提供します。

- この規約は当社が運営するインターネットプロバイダ「あぶくまネットワークス」において提供する「フレッツ接続サービス」に適用します。
- 本規約を適用するにあたり、会員は「あぶくまネットワークス 基本利用規約」を遵守する必要があります。

第2条（用語の定義）

本規約において、以下の用語はそれぞれの意味で利用します。

- 『会員契約』とは、個人、法人、団体が当社からあぶくまネットワークスのインターネットサービスの提供を受けるための契約をいいます。
- 『個人会員』とは、当社との間で会員契約を締結している個人で、当社がその利用を承認した方をいいます。
- 『法人会員』とは、当社との間で会員契約を締結している法人、団体で、当社がその利用を承認した方をいいます。
- 『会員』とは、個人会員と法人会員を総称していいます。
- 『当社サービス』とは、当社が提供するインターネット接続サービスならびに付加機能サービスをいいます。提供するサービスの詳細は、別に定める「サービス案内/料金表」に記載されているものとします。
- 『フレッツ光』、『フレッツADSL』、『フレッツISDN』とは、東日本電信電話株式会社が提供するIP通信サービスをいいます。
- 『フレッツ光アクセス』とは、東日本電信電話株式会社が提供するIP通信サービス『フレッツ光』を利用して提供する当社サービスをいいます。
- 『フレッツアクセス』とは、東日本電信電話株式会社が提供するIP通信サービス『フレッツADSL』及び『フレッツISDN』を利用して提供する当社サービスをいいます。
- 『本サービス』とは、当社が提供する『フレッツ光アクセス』、『フレッツアクセス』を総称していいます。

第3条（提供サービス）

会員はフレッツ光、フレッツADSL、フレッツISDNのいずれかを利用して当社ネットワーク設備に接続することで、インターネットプロトコルによる相互通信を提供し、電子メール等の情報交換機能、遠隔ログイン等の付加機能を利用することができます。

- 当社が提供する電子メールをはじめとする関連サービスについては、個別のサービス規約により運用されます。

第4条（サービス提供区域）

本サービス提供区域は福島県内とします。

第5条（サービス適用回線品目）

本サービスを利用するにあたり、選択可能なフレッツ光、フレッツADSLのサービス品目は以下の各号のとおりとします。

- フレッツ光
 - フレッツ光 ネクスト
 - フレッツ光 ライト
- フレッツADSL
 - 東日本電信電話株式会社が提供するフレッツADSLサービス

第6条（提供サービス品目）

本サービスを利用するにあたり、選択可能なサービス品目と対応回線品目は以下の各号のとおりとします。

- フレッツアクセス（ISDN）
 - フレッツISDN
- フレッツアクセス（ADSL）
 - フレッツADSL
- フレッツ光アクセス
 - フレッツ光 ネクスト
 - フレッツ光 ライト
- （削 除）

- （削 除）
- （削 除）
- （削 除）

2. （削 除）

- 当社は、本サービスの付帯サービスとして、本規約第5条に定める東日本電信電話株式会社の通信回線について、その開設申し込みを無償で代行します。

第7条（速度保障）

当社は、本サービスの提供に係る通信速度は保障しません。

- 本サービスの提供に係る最大通信速度は、会員が選択した回線品目の理論値を最大速度とします。
- 当社は、会員の利用する通信回線が利用環境によって通信速度が変動する場合、その瞬間において可能な通信速度によってサービスを提供します。
- 当社は、通信速度の保障を行わないことによるサービス料金の減免ならびに返還には一切応じません。

第8条（料金の負担）

会員は、当社サービスを利用するにあたって必要となる第一種指定電気通信設備を有する電気通信事業者が提供する通信回線サービスおよび会員側通信設備を利用するために必要な費用を負担することとします。

- 会員は前第1項に定める費用のほか、本サービスを利用した対価として別途規定する料金を負担することとします。
- 本サービスの利用にかかる料金の支払方法等については「あぶくまネットワークス 基本利用規約」第27条に定める方法にて行うこととします。

第9条（会員の責任）

会員は、本サービスを利用することにより、インターネットに常時接続されることを認識し、コンピュータウイルスやスパイウェア、クラッキング等の脅威に対して自己防衛策を講じていただきます。

- 会員による自己防衛策の実施の有無にかかわらず、会員が第三者から損害をこうむった場合、もしくは第三者に対して損害を与えた場合、「あぶくまネットワークス 基本利用規約」第34条に定めるところにより、当該会員は自己責任において問題の解決をはかることとします。また、当社はそれらの問題についていかなる責任も負わないこととします。

第10条（緊急措置の適用）

当社は「あぶくまネットワークス 基本利用規約」第8条に定める場合のほか、以下の各号に示すような事項が発生した場合、同条ならびに同規約第9条を適用します。

- 本サービスを利用する会員が管理する機器等を利用して第三者がコンピュータウイルス配信、大量メール送信等の行為を行った場合。
- 本サービスを利用する特定の会員もしくはすべての会員、または不特定多数の第三者に対し、DoS攻撃、大量メール送信等の攻撃が行われた、もしくは行われるおそれがある場合。
- その他、インターネットへの常時接続環境の特性を利用して不正な行為を会員または第三者によって行われた、もしくは行われるおそれがある場合。

第11条（個人情報の取り扱い）

本サービスの利用を希望する会員もしくは本サービスを利用して会員になることを希望する方が、本規約第5条に定める通信回線の開設に関し、東日本電信電話株式会社への申し込みの取次ぎを当社に対して依頼する場合、当社は取次ぎに必要な個人情報を、同社に対して提供します。

【附則】

平成17年4月1日制定。

平成17年11月14日改定。

- 第2条 変更（呼称の変更 「Bフレッツアクセス」「フレッツアクセス」）
- 第6条 第1号～第5号の変更（呼称の変更）
- 同 第6号～第7号の削除（フレッツ+ダイアルアップ接続）
- 同 第2項の削除（フレッツ+ダイアルアップ接続利用の場合の他規約適用）

平成18年6月1日改定。

- ・第3条 第3項の追加（フレッツ接続サービス利用ユーザーに対する付加サービスとしての「+（プラス）ダイヤルアップサービス」の適用）

平成21年7月改定。

- ・第3条 第3項の削除（「+（プラス）ダイヤルアップサービス」の削除）
- ・第5条 改訂（「+（プラス）ダイヤルアップサービス」、「専用線接続サービス」に関し削除）

平成30年6月28日改定

- ・第2条 変更（呼称の変更 「フレッツ光」）
- ・第3条 変更（呼称の変更 「フレッツ光」）
- ・第5条 変更（呼称の変更 「フレッツ光」）
第1号の変更（フレッツ光の回線品目を記載）
- ・第6条 第3号の変更（フレッツ光アクセスのサービス品目対応回線品目を記載）
第4号～第5号の削除（Bフレッツアクセス）

以 上